

参考資料

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

ご意見等の提出

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

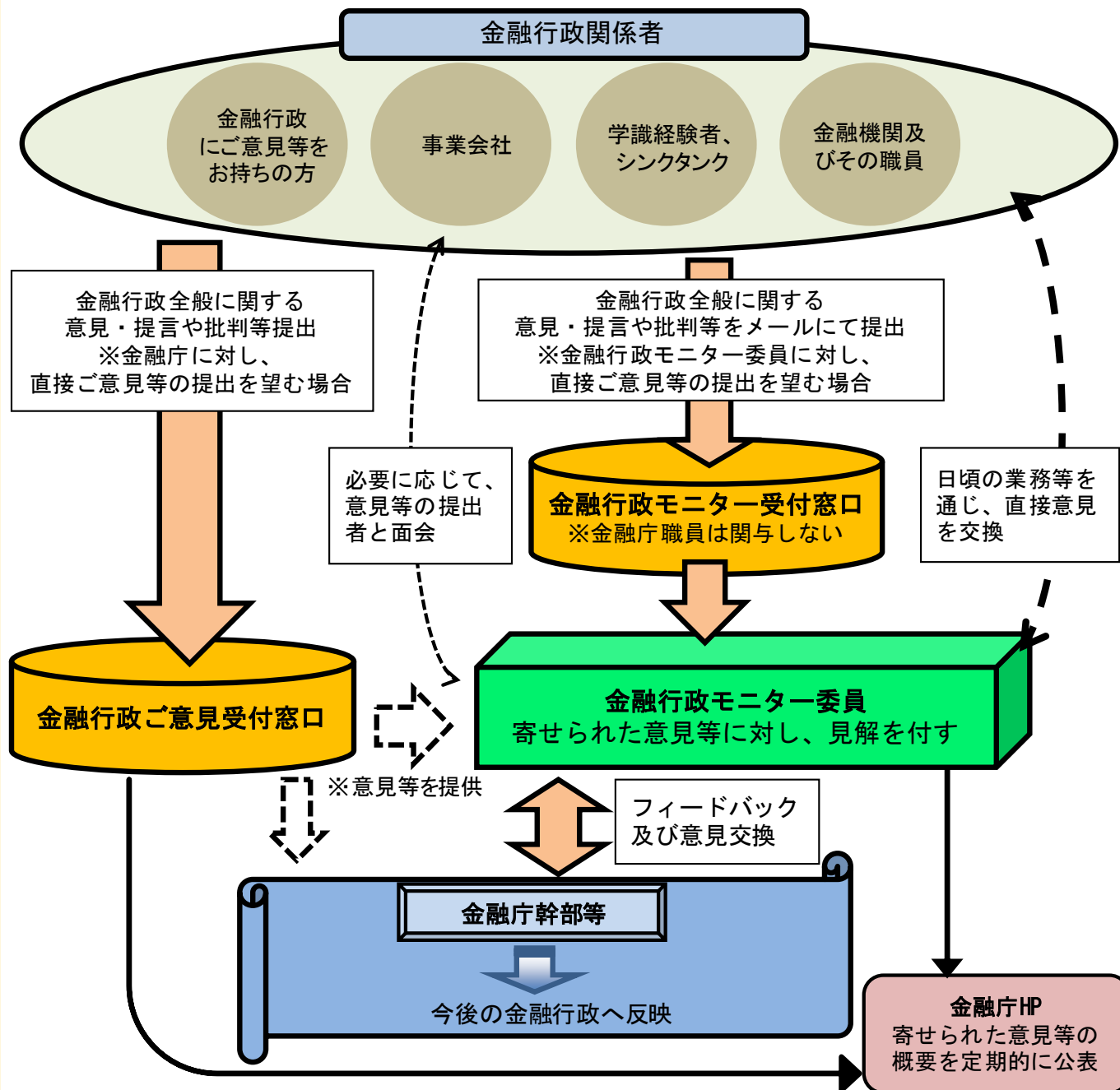
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

(平成28年10月26日 金融庁HP公表)

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等 日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100 万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100 万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として100万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。	(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等 オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。 銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100 万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。 なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第35 条第7 項第1 号から第4 号までに掲げる行為に準ずるもの(同項第5号)に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 銀行法等の一部を改正する法律の概要

平成28年 5月25日成立
6月 3日公布

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ▶ グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

- 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

- ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

等

仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

金融関連IT企業への出資の柔軟化

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競争することになるだろう

2014年5月6日

Euromoney (サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料



売上高 598億ドル
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル
ユーザー数 8億人



売上高 79億ドル
ユーザー数 12.3億人

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



・FSV Payment Systems: フリペイト・カード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのフリペイト・カード・プラットフォーム開発業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

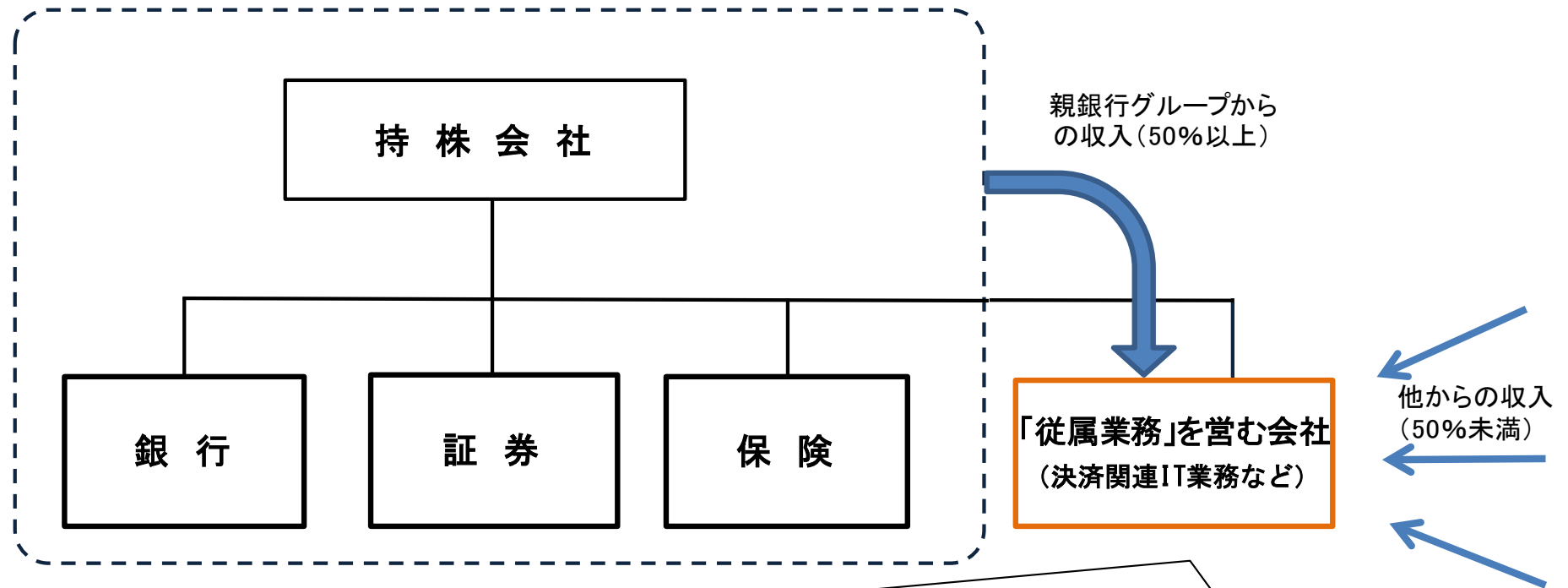
(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

金融関連IT企業等への出資の特色

- 出資が成功した場合には、現行法でも認められている金融関連業務等への出資になりうるものの、
- 出資段階では、成功の見込みは不明確（それでもなお、戦略的に出資をしていく必要）

銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、
当局の認可を得て出資することを可能に

決済関連事務等の受託の容易化



「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要（いわゆる「収入依存度規制」）。

決済関連事務等の受託の容易化

システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度（50%以上）を緩和